

奈井江町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き（案）

奈井江町

目 次

1. 奈井江町パートナーシップ宣誓制度とは	1
2. 宣誓をすることができる方	1
3. 宣誓手続きの流れ	1-2
4. 宣誓手続きに必要な書類	2-3
5. 受領証等の再交付・返還	3
6. 宣誓の無効	3
7. 自治体間連携	3

1. 奈井江町パートナーシップ宣誓制度とは

奈井江町では、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合う関係であることを宣誓し、町が両者に対してパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付するものです。

この制度には、婚姻制度とは異なり、お二人の関係を法的に保護するものではないため、相続や税の控除などはありませんが、町が認めることをきっかけとして偏見の解消、性の多様性への認知について町民や事業者の理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる奈井江町を目指しています。

2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①一方又は双方が性的マイノリティであること（戸籍上の性別は問いません）
- ②民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）
- ③一方又は双方が町内に住所がある又は宣誓の日から3か月以内に町内への転入を予定していること
- ④双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ⑤宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑥互いに近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く）

3. 宣誓手続きの流れ

①宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓希望日の原則7日前までに（土日、祝日、年末年始を除きます）、電話、メールのいずれかの方法で、町民生活課戸籍係へ宣誓日時の事前予約をしてください。宣誓日時の調整を行います。

予約先：奈井江町 町民生活課戸籍係

電 話：0125-65-2113（平日の8：30～17：00）

E-mail：koseki@town.naie.lg.jp

宣誓できる日時：平日8：30～17：00（年末年始を除く）

宣 誓 場 所：奈井江町役場（奈井江町字奈井江 11 番地）

※原則、個室で対応します。

予約時には以下の項目をお知らせください

- 1) 宣誓希望日・時間帯
- 2) 宣誓される方の氏名・生年月日・住所（町外の場合は転入予定日）
- 3) 代表の方の日中連絡先
- 4) 受領証等に未成年の子の氏名を希望する場合はそのこと

②パートナーシップの宣誓

- ・ 予約した日時に、本人確認書類と必要な書類等をお持ちの上、必ず宣誓するお二人でお越しください。
- ・ 必要書類を提出していただき、確認後、町の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」に署名し、提出していただきます。

③パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 宣誓終了後、「宣誓書の写し」及び「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は後日交付します。（宣誓後 1 週間程度）※交付日時の調整を行います。

4. 宣誓手続きに必要な書類

①「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・ お一人 1 通ずつ(3 か月以内に交付されたものに限る)提出してください。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの 1 通でかまいません。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（記載があると受け取れません。）
- ・ 本籍、続柄の記載は不要です。

【転入予定の方へ】

- ・ 奈井江町に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類を提示してください。※他市町からの転出証明書、賃貸借契約書の写しなど
- ・ 転入後 14 日以内に、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」等を提出してください。

②配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本又は独身証明書等）

- ・ お一人 1 通ずつ(3 か月以内に交付されたものに限る)提出してください。
※戸籍抄本・独身証明書は、本籍地の自治体で取得できます。本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することでわかります。本籍地が奈井江町以外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体にご確認ください。

- ③本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）
- ・ 本人の顔写真のある公的機関が発行した書類
マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証 等
- ④その他、必要に応じて提出が必要な書類

5. 受領証等の再交付・返還

①受領証等の再交付

紛失、毀損した場合や、改姓・改名等により受領証及び受領証カードの再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

なお、紛失した場合で、再交付後に見つかったときは、速やかに返還してください。

②受領証等の返還

下記の1)～4)のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」に受領証等を添えて提出してください。

- 1) パートナーシップを解消したとき
- 2) 一方が死亡したとき
- 3) 双方が奈井江町以外に転出したとき
※自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、継続使用申請の手続きを行った場合は除きます。
- 4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

6. 宣誓の無効

以下のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。交付済みの受領証等は、速やかに返還してください。

- ・ パートナーシップを形成する意思を有しないとき
- ・ 宣誓時において対象者の要件に該当していなかったことが判明したとき
- ・ 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたとき
- ・ 受領証等を不正に使用したとき

7. 自治体間連携

奈井江町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」を奈井江町に提出することにより、転出入にかかる手続きが簡素化され、奈井江町で交付した受領証等をそのまま使用することができます。

※本人確認書類を必ずお持ちください。